

「予防技術資格者」に資格認定証を交付しました

令和4年2月2日（水）に、甘木・朝倉消防本部で予防技術資格者認定証交付式を行い、消防長から予防技術資格者で現在予防業務を行っている職員へ資格者認定証が交付されました。

予防技術資格者は、火災の予防に関する高い知識や技術を持つ資格である「**防火査察専門員**」「**消防用設備等専門員**」「**危険物専門員**」の認定を受けた職員のことです。

資格者認定を受けた職員は、住民の安全・安心を確保するため、今後も予防業務のエキスパートとして自覚や意欲を持ち、立入検査や予防業務を通じて火災予防の強化を図っていきます！！

※予防業務とは・・・

火災や事故が起きないようにして、みなさんの命、財産を守ることを目的とした仕事です。主に、立入検査において法令違反を見逃さず厳しく指摘したり、建物や消防用設備（消火器、誘導灯など）危険物施設が正しく管理されているかを確認しています。

